

徳島県告示第三百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

医療法人橋本病院	徳島市中常三島町三丁目二番地の一	橋本リハビリテーションクリニック	徳島市中常三島町三丁目九番地の三	介護予防通所リハビリテーション	令和七年四月七日	令和七年五月三十一日
名称	所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所				